

平 2 8 年 1 1 月 2 4 日
総務省公共サービス改革推進室

入札監理小委員会の審議結果報告
原子力規制庁「原子力オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務」
における民間競争入札実施要項（案）

原子力規制庁「原子力防災オフサイトセンターの運営管理業務」について、当該業務に係る民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会で審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

本事業は、公共サービス改革基本方針（平成 2 6 年 7 月 1 1 日閣議決定）別表において、新規の事業として選定されたものであり、平成 2 9 年 4 月から平成 3 4 年 3 月までの 5 年間、民間競争入札による業務を実施することとされている。

主な業務は、原子力施設において緊急事態が発生した場合に関係機関間において情報を共有し、指揮の調整を図るための拠点施設である「オフサイトセンター」（茨城、川崎、横須賀、熊取、東大阪の 5 拠点）の通信設備等の平時の維持管理並びに緊急時の設備運用支援である。

2. 市場化テストの実施に際して原子力規制庁が行った取り組みについて

（1）川崎、横須賀、東大阪について、単年度契約から複数年度契約（5 年）へ変更し

た（その他サイトは既に 5 年となっている）。

（2）み茨城、熊取において業務内容を一部緩和・削減した（その他サイトは既に対応済・緊急時の参集時間を 1 時間以内から 2 時間以内へ緩和した（PP：6、7、10）

・災害発生時の緊急参集に引き続く運営支援要員確保（30 名）を削除した。

（3）契約金額の支払い方法について、年一括払いから各月払いに変更した（PP：8）。

3. 実施要項（案）の審議結果について

（1）確保されるべき質について（PP：5、7）

【論点】

平時業務における指標が 1 つ（人員数の確保）のみであるがこれで十分か。他の指標が設定可能であれば検討してほしい。

【対応】

設備不具合発生時のオフサイトセンターへの参集について指標を追加した（PP：5、7）。

(2) 入札参加資格について (PP : 10)

【論点】

設備不具合発生時、2 時間以内にオフサイトセンターへ「参集できる場所に通常勤務場所があること」の定義が不明確であるので、「参集できること」とするか、もしくは「通常勤務場所」の定義を明確にすべき。

【対応】

以下の通り「通常勤務場所」の定義を明確にするよう、記述を変更した。

変更前：設備不具合発生時に、連絡後 2 時間以内にオフサイトセンターへ参集できる場所に通常勤務場所があること。

変更後：営業時間内において、設備不具合発生時に連絡後 2 時間以内にオフサイトセンターへ参集できる場所に勤務場所があること。ここでいう勤務場所とは、不具合対応に当たる要員が通常勤務している事務所等のことをいう。

(3) 従来の実施状況に関する情報の開示について (PP : 37)

【論点】

過去の契約時における対象業務範囲が本実施要項のものと異なるので、その旨を注記すべきではないか。

【対応】

運用支援業務については本実施要項から除外されたため、その旨を注記した。

(4) 緊急時対応について

【論点】

- ①緊急参集の過去の実績を要項のどこかに明示できないか。
- ②「緊急時支援」「地震発生時の設備点検」を別途精算としているが、どのような積算根拠でどう見積もるのか明らかになるように記載できないか。

【対応】

- ①緊急参集の過去の実績を明示した (PP : 38)
- ②費用の精算方法に係る項を追加した (PP : 9)

4. パブリックコメントの対応について

平成 28 年 9 月 29 日から 10 月 21 日までのパブリックコメント期間に 2 者（個人 1 名及び法人 1 社）から計 24 件の意見等が提出された。

意見は全て実施要項（案）の調達仕様部分に関するテクニカルな内容（要件の明確化や表現の適正化等）であり、必要な修正を行った。

以上